

千葉市戸籍全部事項証明書等宅配サービス実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内に住所を有する歩行等の困難な身体障害者及び高齢者等に対し、戸籍全部事項証明書等の証明書(以下「証明書」という。)を職員が出張して交付すること(以下「宅配サービス」という。)に関し必要な事項を定め、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(宅配サービスを行う証明書等)

第2条 宅配サービスの対象となる証明書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戸籍全部(個人)事項証明書
- (2) 除籍全部(個人)事項証明書及び除籍謄抄本
- (3) 住民票の写し
- (4) 身分証明書
- (5) 年金の現況証明書
- (6) 戸籍附票の写し

(宅配サービスの対象者)

第3条 宅配サービスを受けられる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者で次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 身体障害者のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月1日北海道旅客鉄道株式会社公告4、東日本旅客鉄道株式会社公告9、東海旅客鉄道株式会社公告6、西日本旅客鉄道株式会社公告7、四国旅客鉄道株式会社公告4、九州旅客鉄道株式会社公告5)第2条第2項のうち別表に掲げる第1種身体障害者
 - イ 平衡機能障害者
 - ウ 肢体不自由障害者のうち、脳性マヒによる上肢機能障害者及び移動機能障害者
- (2) 知的障害者(療育手帳の交付を受けている者に限る。)
- (3) 高齢者のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 介護保険制度の要介護認定において、常時介護が必要と判断され、かつ、外出困難な者（要介護4以上）
- イ 疾病等により、常時介護が必要又は外出困難な者で、かつ、同居者、家族、代理人、介護者等いずれであっても窓口請求できないと認められる者

（宅配サービスの取扱場所等）

第4条 宅配サービスの取扱場所は、対象者が記録されている住民基本台帳を備える区役所市民総合窓口課とする。

2 宅配サービスの取扱日は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日とする。

3 宅配サービスの取扱時間は、午前9時から午後5時までとする。

（宅配サービス申込者）

第5条 宅配サービスの申込みができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 対象者
- (2) 対象者と同居する親族
- (3) 対象者が入院又は入所している場合においては、当該入院又は入所している施設の職員

（宅配サービスの申込みの方法等）

第6条 宅配サービスの申込みは、電話により行うものとする。

2 前項の申込みがあった場合は、証明書の作成に必要な事項を聴取し、その内容を宅配サービス用申請書に記入するものとする。

3 宅配サービスに関して戸籍、住民票等の有無についての電話照会又は第三者分の請求には応じないものとする。

（宅配サービスの対象者の確認）

第7条 前条第1項の宅配サービスの申込みがあった場合においては、証明書を必要とする者が第3条に規定する対象者に該当するか否かの確認を行うものとする。

2 前項の確認方法は、保健福祉センター高齢障害支援課又は高齢障害部障害者自立支援課及び高齢福祉課並びに介護保険課に電話により行うものとする。

3 前項の規定による確認の結果、第3条に規定する対象者に該当しないことが判明したときは、その旨を前条第1項に規定する申込者に電話で回答するものとする。

(該当者がいない場合の措置)

第8条第6条第1項に規定する宅配サービスの申込みがあった場合は、速やかに証明書を作成するものとする。この場合において申込みのあった対象者が次の各号の一に該当する場合は、宅配サービスに応じられない旨を同条第1項に規定する申込みに電話により回答するものとする。

(1) 第2条第1号、第2号、第4号又は第6号に規定する証明書の申込みの場合 本市の区に本籍がないとき

(2) 第2条第3号又は第5号に規定する証明書の申込みの場合 本市の区の住民基本台帳に記録がないとき

(宅配サービス申請書の提出等)

第9条 前条の規定により作成された証明書(第2条第5号に規定する年金の現況証明書を除く。)は、職員をして、申込みのあった対象者の所在する場所に出張させ、対象者から所定の申請書の提出を受けるものとする。この場合において、対象者が当該申請書に記載することが困難なときは、職員が記載事項を聴取して代筆し、押印を受けるものとする。

2 年金の現況証明書については、職員をして、申込みのあった対象者の所在する場所に出張させ、対象者から所定の申請書及び証明をすべき用紙の提出を受け、職員は持参した確認書と照合し、確認した後に当該申請書等を預かるとともに、所定の手数料を徴収し、これと引き換えに対象者に預書及び領収書を交付するものとする。この場合において、対象者が当該申請書等に記載することが困難なときは、職員が記載事項を聴取して代筆し、押印を受けるものとする。

(証明書の交付)

第 10 条 前条第 1 項に規定する所定の申請書の提出を受けた場合は、第 8 条の規定により作成した証明書及び第 6 条第 2 項に規定する宅配サービス用申請書と当該申請書とを照合し、当該申請が適正であることを確認した後に所定の手数料を徴収し、これと引き換えに対象者に当該証明書及び領収書を交付するものとする。

(証明書の交付等の時期)

第 11 条 宅配サービスに係る証明書（年金の現況証明書を除く。）は、申込みのあった日に即日交付するものとする。ただし、宅配サービスの申込み受付時間により即日交付が困難なとき、窓口執務に重大な支障をきたすときは、翌日交付（認証日も交付日とする。）するものとする。

2 宅配サービスに係る年金の現況証明書については、第 9 条第 2 項の規定により、対象者から預かった証明をすべき用紙に認証をして、速やかに郵便により、関係機関に送付するものとする。

(補則)

第 12 条 この要領の実施に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、施行の際現にこの規則による改正前の交付請求を受けた者については、なお従前の例により交付する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 11 日から施行する。ただし、施行の際現にこの要領による改正前の交付請求を受けた者については、なお従前の例により交付する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。